

エルタックス 地方税の手続きはeLTAXで！

◆eLTAX(エルタックス)とは

地方税にかかる手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

各申請書の印刷、押印、封入、郵送作業等の事務負担が軽減されますので、積極的な利用にご協力ください。

◆eLTAXの特徴

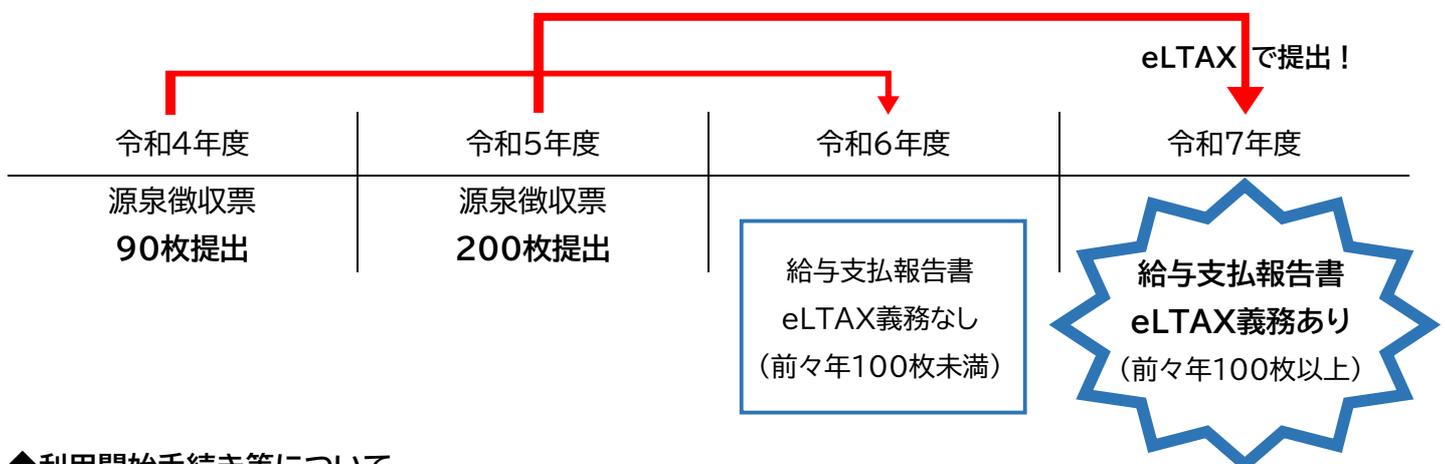
- ・ 自宅やオフィスから手続きでき、窓口持参や郵送、印刷の手間がかかりません。
- ・ 電子納税は24時間365日の納付が可能。
- ・ 電子申請は24時間(土曜日、日曜日、祝日、年末年始12月29日から1月3日までを除く)の利用が可能。
- ・ 複数の自治体へ申告をまとめて送信(一括手続き)できます。

◆eLTAXで利用可能な「個人住民税」の手続き

- ・ 給与支払報告
- ・ 特別徴収に関わる給与所得者異動届出
- ・ 普通徴収から特別徴収への切替申請
- ・ 退職所得に関わる納入申告及び特別徴収票
- ・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出
- ・ 特別徴収に係る本税の納付
- ・ 特別徴収に係る延滞金、加算金の納付 など

◆eLTAXによる「給与支払報告書」の提出義務について

平成29年1月から、給与支払報告書及び源泉徴収票の入力様式を統一し、eLTAXで一元的に送信することが可能となりました。また、平成30年度税制改正により、令和3年1月1日以後提出分から「前々年に税務署に提出すべき源泉徴収票が100枚以上」のときは、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられました。また、令和6年度税制改正により、令和9年1月1日以後提出分からは「30枚以上」に引き下げられます。



◆利用開始手続き等について

eLTAXを利用する場合は所定の手続きが必要です。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

- ・ eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
- ・ 問合せ先 ヘルプデスク：0570-081459(繋がらない場合:03-5521-0019)
受付時間：9時～17時(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)